

社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間の短縮について

島根県では令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正）厚生労働省事務連絡に基づき、オミクロン株患者として取り扱われる方の濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目解除）とします。

また、上記濃厚接触者のうち、社会機能維持者（社会機能を維持するために必要な事業に従事する者）に限り、検査陰性の場合、7日を待たずに待機解除できることとします。

◆短縮の対象事業者◆

- ・島根県では裏面の事業は全て該当します。各事業者で判断をお願いします。

◆待機解除の要件等◆

- ①事業者において、濃厚接触者となった社会機能維持者の業務従事が、事業の継続に必要であること
- ②無症状であること
- ③事業者の費用負担（自費検査）により、4日目及び5日目に薬事承認された抗原定性キットで陰性確認後、5日目から解除が可能であること（やむを得ない場合は5日目にPCR検査または抗原定量検査により陰性確認すること）
※県の無料検査は利用できません。
- ④事業者の責任で健康観察と感染対策を徹底すること（10日間は陽性になる可能性があり、感染拡大の危険性があることを踏まえた対策をお願いします）
※保健所の健康観察は、待機解除となった時点で終了します。
- ⑤当該社会機能維持者は、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を徹底するとともに、業務従事以外の不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること
- ⑥10日間が経過するまでに、社会機能維持者の体調に異変があった場合は、すみやかに健康相談コールセンターへ相談し、待機解除者であることも併せて伝えること

◆陰性結果を確認した場合の対応◆

- ・事業者から社会機能維持者の待機要請を行った保健所に電話連絡した上で、解除します。複数の従事者に複数の保健所が要請した場合はそれぞれに連絡。（連絡内容：待機期間を短縮した社会機能維持者の氏名、住所、検査日、検査方法（抗原定性検査キットを使用した場合はその製品名））

◆留意事項◆

- ・デルタ株（疑い）患者の濃厚接触者の待機期間は14日間です。社会機能維持者の待機期間短縮もできません。
- ・抗原定性キットの購入方法、注意事項等は厚生労働省ホームページを参照ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

【事業の継続が求められる事業者】

島根県では「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の「（別添）事業の継続が求められる事業者」に掲げる全ての事業を該当とします。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障がい者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障がい者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障がい者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 食料品供給関係（農業・林業・漁業、食料品の輸入・製造・加工・流通ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済金融サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

○しほね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』

保健所	専用電話番号
松江市・島根県共同設置 松江保健所	0852-33-7638
雲南保健所	0854-47-7777
出雲保健所	0853-24-7017
県央保健所	0854-84-9810
浜田保健所	0855-29-5967
益田保健所	0856-25-7011
隠岐保健所	08512-2-9900

※あらかじめ保健所からお知らせのあった連絡先がある場合は、必ず、そちらの電話番号にご連絡ください。